平成２４年（フ）第６５３１号
大阪市西区九条南２丁目10番18号　402、前住所大阪市浪速区大国１丁目４番16号
破産者　大橋　慈子
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５５１号
大阪市平野区加美北７丁目１番30号、前住所大阪市東住吉区山坂４丁目１番30―306号
破産者　松本　佳惠
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５５６号
大阪市福島区野田３丁目９番11号
破産者　小宮　正志
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６２２号
大阪市住吉区苅田７丁目４番10―417号
破産者　小縣眞紀子
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６３８号
大阪市北区大淀南３丁目10番17号
破産者　川井奈都子
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６３９号
大阪市旭区今市２丁目18番33号　レオパレス今市101号室
破産者　竹内　　聡
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６７６号
大阪市旭区赤川２丁目９番７―303号
破産者　河端　順也
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６８４号
大阪市住之江区西住之江１丁目３番１―410号
破産者　宍戸喜美子
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７１８号
大阪市東淀川区菅原１丁目13番41―501号
破産者　金沢　秀子
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７３０号
大阪府大東市明美の里町15番23号
破産者　松本伊吹紀
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７７０号
大阪府門真市古川町12番117号　ボナ・ヴィスタ201号
破産者　塚田　竜二
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７７９号
大阪市西成区玉出西２丁目５番23号、前住所大阪市西成区南津守４丁目２番23号
破産者　山内　　昭
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７９０号
大阪府東大阪市横枕12番27―207号
破産者　中道ひとみ
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７９１号
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番106―105号
破産者　松波加代子
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７９４号
大阪市生野区巽中１丁目８番６―206号
破産者　川嶋　寿子
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８０１号
大阪市東住吉区北田辺３丁目３番21―209号
破産者　福井　勇夫
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８０２号
大阪市西区千代崎１丁目25番11号　フローラルハイツ601、前住所大阪市西区新町１丁目22番21号　新町ハイツ305
破産者　岩﨑　晴彦
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８０６号
大阪市平野区加美東７丁目３番21号　ローズバッドフラット502号
破産者　里山　貴彦
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６０号
兵庫県明石市大久保町高丘５丁目３番地の２公団住宅53棟402号
破産者　清川栄美子
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２４８号
神戸市西区学園西町７丁目３番地　709―505号
破産者　中川　敏己
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

車両制限令第３条第１項第２号イに定める道路の指定の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第２号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

平成 25 年３月 19 日
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直

１．指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　間
大阪府道高速大和川線 （阪神高速６号大和川線）	大阪府松原市三宅西七丁目944番３から 大阪府松原市三宅中八丁目1295番２まで

２．指定する期日　平成25年３月21日

車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第３号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項又は第２項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成 25 年３月 19 日
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直